

恵み野西町内会 防災部細則

(細則の内容)

第1条 この細則は、恵み野西町内会防災部の目的、組織、会議及び活動の基本的な事項について定める。

(活動拠点の所在地)

第2条 防災部の活動拠点は、原則として次のとおりとする。

- (1) 平常時 恵み野西会館
- (2) 災害時 恵み野小学校

(目的)

第3条 防災部は、住民の互助の精神を基調とし、自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 防災部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災意識及び知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害予防に関すること。
- (3) 防災訓練に関すること。
- (4) 地震等の発生時における応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他防災部の目的を達成するために必要な事業。

(役員・班長)

第5条 防災部の部長・副部長・班長は次のとおりとする。

- (1) 防災部長 1名
- (2) 防災副部長 3名
- (3) 防災部班長 7名
 - 情報班長
 - 避難誘導班長
 - 救出救護班長
 - 消火班長
 - 避難所運営班長
 - 給食給水班長
 - 庶務班長

(役員・班長等の役割)

- 第6条 防災部長は、防災部の事業を総括するとともに、各班の活動を指揮する。
- 2 防災副部長は、防災部長を補佐する。
 - 3 防災部班長は、防災部長の指示に基づき班の活動を推進する。

(会議)

- 第7条 防災部の会議は、町内会の四役会議（拡大）のほか、次のとおりとする。

(1) 「防災部会議」

防災部担当副会長 防災部長 防災副部長

(2) 「防災部班長会議」

防災部担当副会長 防災部長 防災副部長 各防災班長

(3) 「防災部委員会会議」

会長 副会長 総務部長 会計部長
防災部長 防災部副部長 各班長 各委員

(防災部委員会会議)

- 第8条 定例の「防災部委員会会議」は、年1回2月に開催する。ただし、防災部の事業を実施するため、必要があるとき、会長は、臨時に「防災部委員会会議」を招集することができる。

- 2 「防災部委員会会議」は、次の事項を審議・決定する。

- (1) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (2) 事業計画に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) その他防災部の事業を実施する上で必要なこと。

- 3 「防災部会議」は、その付議事項の一部を「防災部会議」又は「防災部班長会議」に委任することができる。

(防災部班長会議)

- 第9条 「防災部班長会議」は、必要に応じ、防災部担当副会長が招集する。

- 2 「防災部班長会議」は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 「防災部委員会会議」に提出すべきこと。
- (2) 「防災部委員会会議」により委任されたこと。
- (3) その他防災部の事業を実施する上で必要なこと。

(防災部会議)

- 第10条 「防災部会議」は、必要に応じ、防災部長が招集する。

- 2 「防災部会議」は次の事項を協議し、執行する。

- (1) 「防災委員会会議」及び「防災部班長会議」に提出すべきこと。

(2) その他防災部の事業を実施する上で必要なこと。

(防災計画)

第11条 防災部は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

附則

この細則は、平成22年5月2日から実施する。